

# Hiratsuka Civic Choir 会則

2001.12.17. 制定

2024. 4. 8. 改訂

- 1 趣旨
  - ・合唱を愛する仲間が集って合唱を楽しむ時間を共有する。
  - ・合唱活動を通じ、合唱技術の向上を図ると共に、合唱交流により人心の融和を図る。
  - ・平塚市の公的行事での演奏要請に必要ながあれば応える。
  
- 2 練習 原則として 月曜日に月4回行う。 18:30～21:00
  
- 3 場所 崇善公民館 1F ホール
  
- 4 役員 本会運営のため下記の役員をおく。任期は原則として4月から翌年3月までの1年とする。  
団長 1名 副団長 1名 会計 2名 会計監査 1名  
パートリーダー 3～4名
  
- 5 係 楽譜管理 会報（「そして歌おう」）作成 平塚合唱連盟・湘南合唱連盟担当  
会場予約 会場確認 楽器準備 等
  
- 6 団費 入団費 1,000円 団費（月額） 3,500円
  
- 7 休団 2ヶ月以上にわたり、やむをえない理由により、あらかじめ練習への不参加が予想される場合、休団を申し出ることができる。
  - ・理由を明記した「休団届」を団長あてに提出すること。（口頭、電話、メールも可）
  - ・欠席が連続2ヶ月以上続く場合は休団とみなす。
  - ・休団届が受理された月、或いは休団とみなされた月より、復帰までの間の会費の徴収はされない。
  - ・休団期間中も練習日程等の団からの情報提供はなされるものとする。
  - ・復帰した月には、その月の会費に併せて復帰費、1,000円が徴収される。
  
- 8 謝礼 (1) 指揮者 練習や演奏会、団に関わる会議に出席を求める場合等に支払う。  
(2) ピアニスト 練習や演奏会等に支払う。  
(3) 謝礼の金額は、別途協議の上定める。
  
- 9 その他 (1) 連絡
  - ・団員が練習を休む場合は、役員に連絡する。
  - ・練習の変更や、特別行事等緊急の場合は別紙の名簿で連絡を行う。(2) 実施 本会則は2024年4月8日より実施する。